

## 議案第3号

### 杉並区プロポーザル選定委員会条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区プロポーザル選定委員会条例

(設置)

第1条 プロポーザル方式による公の施設の指定管理者、杉並区（以下「区」という。）が発注する業務等の受託者又は福祉施設等の整備及び運営を行う事業者の候補者の選定（区に勤務する職員のみで構成される合議体によるものを除く。以下「指定管理者候補者等の選定」という。）を行うため、区長又は教育委員会（以下「区長等」という。）の附属機関として、指定管理者候補者等の選定ごとに杉並区プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 区長等は、委員会を設置したときは、その旨を告示するものとする。

(定義)

第2条 この条例において「プロポーザル方式」とは、指定管理者候補者等の選定に当たり、企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、指定管理者候補者等の選定を行う方式をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、区長等の諮問に応じ、指定管理者候補者等の選定に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験者、区に勤務する職員その他の区長等が適当と認める者のうちから、区長等が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の半数以上は、区に勤務する職員以外の者でなければならない。

3 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から指定管理者候補者等の選定を完了した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(複数の指定管理者候補者等の選定に係る委員会の設置)

第7条 複数の指定管理者候補者等の選定について、区長等が必要と認めるときは、一の委員会の設置をもって当該指定管理者候補者等の選定を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長等が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	杉並区立郷土博物館運営協議会		会長日額 14,500円	を
			委員日額 12,000円	
区長又は教育委員会	杉並区立郷土博物館運営協議会		会長日額 14,500円	に改める。
	杉並区プロポーザル選定委員会		委員日額 12,000円	
	杉並区プロポーザル選定委員会		会長日額 19,000円	
			委員日額 16,500円	

(提案理由)

プロポーザル選定委員会を設置する等の必要がある。